

# 若者の政治参加・社会参加に関する 政策提言のまとめ

2016年3月24日  
日本若者協議会

JYC 日本若者協議会

# 目次.

## 提案1

提言：被選挙権年齢の一律18歳への引き下げ及び

供託金・推薦人制度選択制の導入提案

## 提案2(1)

提言：子ども・若者省の設置および

若者の意見を集約する若者協議会の設置提案

## 提案2(2)

提言：審議会委員における若年世代の割合の増加

# 提案1 被選挙権年齢の一律18歳へ引き下げ

---

## (内容)

- 現在の被選挙権年齢は、衆議院議員と地方議会議員と市区町村長が25歳、参議院議員と都道府県知事が30歳
- 若者が直接政治に参画出来るよう、被選挙権年齢を一律18歳にする

(実行主体者) 総務省、選挙管理委員会、被選挙権保持者

(政策の対象) 国会、地方議会

# 提案1 供託金・推薦人制度選択制の導入提案

---

## (内容)

- 若者が選挙に立候補するには金銭的なハードルが大きい
- 供託金の代わりに一定期間に一定数の有権者の署名と拇印を集めることで立候補が出来るようにする推薦人制度を導入する
- 供託金と推薦人制度の選択制とする

(実行主体者) 総務省、選挙管理委員会、立候補者

(政策の対象) 国会、地方議会

# 提案2(1)「子ども・若者省」の設置

---

## (内容)

- 現在若者対象の施策を行っている省庁は全年代層を対象にしており、人口・政治環境を考慮した結果若者への優先順位が低い
- 子ども・若者向けの新しい省を独立して作ることで若者世代向け政策の優先順位を上げ、持続的・包括的な対応を行えるようにする
- 同時に子ども・若者政策担当大臣を置く

(実行主体者) 首相官邸、内閣府、文部科学省、厚生労働省等

(政策の対象) 子どもや若者(0歳～35歳)

(海外事例) スウェーデン 若者政策担当大臣・青年事業庁 等

# 提案2(1) 若者の意見を集約する若者協議会の設置

---

## (内容)

- より若者の現状に適した政策を実施するためにも、社会的な立場が弱く、業界団体・組合等がない発信力の乏しい若者には、行政に直接意見を届けられる新しい仕組みが必要である。
- 若者団体等の協議会を国と若者側で連携し、新設する。
- 協議会では若者が置かれている現状から、当事者として政策の提案を行ったり、逆に政府からの若者政策(新規および既存政策の修正案)の提案に対し、コメントを出したりする。

(実行主体者) 新設された子ども・若者省、新設された子ども・若者政策担当大臣、新設された若者協議会、全国の若者団体、学校ごとの生徒代表

(政策の対象) 地方議会 若者(16歳～35歳)

## 提案2(2) 審議会委員の若年層人員の拡充

---

### (内容)

- 現在の審議会などの世代構成の割合は50歳以上を占めている場合が大半
- 若年層の意見を取り入れることを目的に、若年層の委員の一定数を35歳以下にする
- とくに子ども若者に関する問題については、当事者であるさらに若い委員を含むこととする。

(実行主体者) 審議会等を所管する各府省庁

(政策の対象) 審議会等で扱う分野に関する知識を有する35歳以下の人